

『ビジ助』 会員規約 新旧対照表

改定日：2026年4月1日

旧（2024年7月1日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>この『ビジ助』会員規約(以下「本規約」といいます)は、スターティア株式会社(以下「当社」といいます)が提供するサービスである『ビジ助』(以下「本サービス」といいます)を利用する会員(以下「会員」といいます)と当社との間で適用される諸条件を定めるものです。会員は、本規約をよく読んで同意の上、本サービスを申し込みます。</p>	<p>この『ビジ助』会員規約(以下「本規約」といいます。_)は、スターティア株式会社(以下「当社」といいます。_)が提供するサービス『ビジ助』(以下「本サービス」といいます。_)を利用する会員(以下「会員」といいます。_)と当社との間で適用される諸条件を定めるものです。会員は、本規約をよく読んで本規約に同意の上、本サービスを申し込みます。</p>
<p>第1条(入会の申込み)</p> <p>2. (前略) 送信ボタンを押す方法又は、本サービスの申込書を当社に提出する方法のいずれかの方法により、申込を行うものとします。</p> <p>3. 会員になろうとする者は、当社から要望があったときは、(中略) 必要書類を当社に提出するものとします。</p>	<p>第1条(入会の申込み)</p> <p>2. (前略) 送信ボタンを押す方法又は本サービスの申込書を当社に提出する方法のいずれかの方法により、<u>入会を申し込みます。</u></p> <p>3. 会員になろうとする者は、当社から<u>要請</u>があったときは、(中略) 必要書類を当社に提出<u>するものとします。</u></p>
<p>第2条(入会の承諾)</p> <p>1. 当社が前条の申し込みを承諾したときは、(中略) 発行するものとします。当社による会員ID及びパスワードの発行をもって、入会手続きの完了とし、(中略) 成立するものとします。</p> <p>2. 当社は、審査の結果、入会申し込みをお受けできないことがあります。</p>	<p>第2条(入会の承諾)</p> <p>1. 当社が前条の申し込みを承諾したときは、(中略) 発行<u>します。</u>当社による会員ID及びパスワードの発行をもって、入会<u>手続</u>の完了とし、(中略) 成立<u>します。</u></p> <p>2. 当社は、審査の結果、入会申し込みを<u>承諾しない</u>ことがあります。</p>

旧（2024年7月1日改訂版）

第4条(本サービス)

1. 本サービスの内訳は、本サービスのホームページ (URL: <https://bizisuke.jp/>) に記載のサービス一覧(~~以下「サービス一覧」といいます。~~) のとおりとします。本サービスは、当社が契約者として会員に提供するサービス(以下「構成サービス」といいます)と、当社がサービスを提供する者(以下「本提供会社」といいます)を会員に紹介し、会員が本提供会社との間で別途契約を締結して役務の提供を受けるサービス(以下「紹介サービス」といいます)から構成されます。
2. 会員は、自己の裁量と責任で、本提供会社との間で、紹介サービスに関する契約を締結~~することができるものとします。万が一、会員が本提供会社間との~~紹介サービスに関する契約に関連して損害を被った場合においても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. (前略) 1拠点分のスターティア訪問サポートを受けることが~~できるものとします。~~
6. 当社が (中略) 告知~~するものとします。~~
7. ~~会員は、前項の規定に基づいて、新たに追加される構成サービス又は紹介サービスのうち無償のものについては、予告期間の終了後これらを利用することができます。会員が、無償の構成サービス又は無償の紹介サービスの追加に異議があるときは、予告期間内に異議を申し立てる~~ことができるものとします。会員が予告期間内に異議を申し立てない場合は、~~新たに追加される無償の構成サービス又は無償の紹介サービスの追加、新たに追加される無償の構成サービス又は紹介サービスの約款、及び新たに追加される無償の構成サービス又は紹介サービスを利用することに同意したものとみなしま~~

新（2026年4月1日改訂版）

第4条(本サービス)

1. 本サービスの内訳は、本サービスのホームページ (URL: <https://bizisuke.jp/>) に記載のサービス一覧のとおりとします。本サービスは、当社が契約の当事者として会員に提供するサービス(以下「構成サービス」といいます。)及び当社がサービスを提供する者(以下「本提供会社」といいます。)を会員に紹介し、会員が本提供会社との間で別途契約を締結して役務の提供を受けるサービス(以下「紹介サービス」といいます。)から構成されます。
2. 会員は、自己の裁量と責任で、本提供会社との間で、紹介サービスに関する契約を締結することができます。万一、会員が本提供会社との紹介サービスに関する契約に関連して損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. (前略) 1拠点分のスターティア訪問サポートを受けることができます。
6. 当社が (中略) 告知します。
7. 会員が、無償の構成サービス又は無償の紹介サービスの追加に異議があるときは、予告期間内に異議を申し立てることができます。 会員が予告期間内に異議を申し立てない場合、無償の構成サービス又は無償の紹介サービスの追加に同意したものとみなします。会員は、新たに追加された構成サービス又は無償の紹介サービスを予告期間の終了日の翌日から利用することができます。
8. 会員が新たに追加された無償の構成サービス又は無償の紹介サービスを利用するときは、利用するサービスの約款に同意する必要があります。
9. 会員が新たに追加される有償の構成サービス又は有償の紹介サー

旧（2024年7月1日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>す。また、会員が新たに追加された無償の構成サービス又は無償の紹介サービスを利用したときも同様とします。</p> <p>8. 会員が新たに追加される有償の構成サービス又は有償の紹介サービスを利用するときは、当社又は本提供会社に別途、申込が必要です。</p> <p>9. 紹介サービスのうち、以下の各号については、会員以外の者も無償で使用することができます。</p> <p>(1) BowNow フリー</p> <p>10. 会員は、原則として、本契約の終了後は、割引特典の適用を受けられなくなるものとします。会員が本契約の終了後も割引特典対象の構成サービス又は紹介サービスを継続利用するときは、原則として、正規の料金を負担するものとします。</p>	<p>ビスを利用するときは、当社又は本提供会社に別途、申込が必要です。</p> <p>10. 紹介サービスのうち、<u>次の各号については、</u>会員以外の者も無償で使用することができます。</p> <p>(1) BowNow フリー</p> <p>11. 会員は、原則として、本契約の終了後は、割引特典の適用を受けられなく<u>なります</u>。会員が本契約の終了後も割引特典対象の構成サービス又は紹介サービスを継続利用するときは、原則として、<u>正規料金となります</u>。</p>
<p>第7条(オプション代金及び紹介サービス利用料金の支払)</p> <p>3. (前略) 受領業務が含まれるものとします。</p> <p>4. (前略) 決済は完了するものとします。</p>	<p>第7条(オプション代金及び紹介サービス利用料金の支払)</p> <p>3. (前略) 受領業務が含まれます。</p> <p>4. (前略) 決済は完了<u>します</u>。</p>
<p>第10条(秘密保持)</p> <p>5. 当社は、(中略) 廃棄、若しくは会員に返却しなければならないものとします。</p> <p>6. 本条の規定は、本契約終了後も5年間、引き続き効力を有するものとします。</p>	<p>第10条(秘密保持)</p> <p>5. 当社は、(中略) 廃棄又は会員に返却<u>するものとし</u>ます。</p> <p>6. <u>会員は、PCサポート受付用の当社の電話番号及び電子メールアドレスを第三者に開示又は漏洩してはなりません。</u></p> <p>7. <u>本条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有します。</u></p>
<p>第11条(権利義務の譲渡禁止)</p> <p>会員は、当社の事前の書面による承諾なしに(中略)担保に供してはならないものとします。</p>	<p>第11条(権利義務の譲渡禁止)</p> <p><u>当社及び会員は、相手方の</u>事前の書面による承諾なしに(中略)担保に供することが<u>できません</u>。</p>

旧（2024年7月1日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>第13条(損害賠償)</p> <p>1. 当社が会員に対して負担する損害賠償責任は、いかなる場合においても、当社の故意又は過失により会員が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとします。</p> <p>2. 当社が会員に対して負担する損害賠償の上限は、月額会費の1ヶ月分とします。</p> <p>3. 当社は当社の責めによらない事由により、会員が被った損害を賠償する義務を負わないものとします。</p>	<p>第13条(損害賠償)</p> <p>1. <u>当社及び会員が、相手方に対して負担する損害賠償責任は、自らの故意又は過失によって相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限られます。</u></p> <p>2. <u>当社及び会員が相手方に対して負担する損害賠償の上限は、自らの故意又は重過失による場合を除き、月額会費の1ヵ月分とします。</u></p>
<p>第14条(契約期間)</p> <p>3. 前項の規定に基づき、第9条(解約違約金)の最低利用期間経過後に本契約の自動更新があった場合であっても、最低利用期間は更新されないものとします。</p>	<p>第14条(契約期間) <u>(第3項削除)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第16条(カスタマー・ハラスメントの禁止)</p> <p>1. <u>会員は、当社に対して、「スターティアホールディングスグループカスタマー・ハラスメントに対する基本指針」(URL: https://www.startia.co.jp/customer_harassment/ 以下「基本指針」といいます。)に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当する行為を行ってはなりません。</u></p> <p>2. <u>会員が前項の規定に違反した場合、当社は基本指針に従い、役務の提供を中止することができます。この場合、当社は会員に対する債務不履行責任を負いません。</u></p> <p>3. <u>当社は、カスタマー・ハラスメントについて、基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。</u></p>

旧（2024年7月1日改訂版）	新（2026年4月1日改訂版）
<p>第16条(反社会的勢力の排除) 1. (中略) (2) 実質的に経営を支配する者を含みます、 親会社、 (中略)</p>	<p>第17条(反社会的勢力の排除) 1. (中略) (2) 実質的に経営を支配する者を含みます、<u>。</u>、親会社、 (中略)</p>
<p>第17条(解除、期限の利益喪失) 1. (8) 第16条(反社会的勢力の排除)に違反したとき</p>	<p>第18条(解除、期限の利益喪失) 1. (8) <u>第17条</u>(反社会的勢力の排除)に違反したとき</p>
<p>第18条(準拠法)</p>	<p>第19条(準拠法)</p>
<p>第19条(管轄合意)</p>	<p>第20条(管轄合意)</p>
<p>改訂日 2024年7月1日</p>	<p>改訂日 2024年7月1日 <u>改訂日 2026年4月1日</u></p>